

タチバナムシゲ 立花宗茂 ↓ヘツギヒ
ロマサ 戸次廣正。

タチバナヤマ 橋山 弘治元年七月朝倉宗
滴が橋山に陣したといふのは、江沼郡橋附近
であらう。諸書に橋地山又は猫地山に作るも
のは非である。

タチヒラキ 館開 羽咋郡土田庄に屬する
部落。

タチヒラキガハ 館開川 羽咋郡徳田領の
青谷から流出し、館開・佛木を經、大笹の東
で米町川に落合ふ。流程八軒餘。米町川の下
流は神代川になる。

タチブン 館分 ブン 鳳至郡仁岸郷に屬
する部落。

タチマチツキ 立待月 一冊。能登の俳人
民山及び之楓の著で、半面に一人宛の發句を
書き、總數二十二人が載せられてゐる。跋は
寛政十二年八月金城下學遠で、題號がこの集
のたちまち成つたといふ洒落であると述べて
ゐる。板元不明。

タチムラジヨウ 館村城 羽咋郡に在つた。
土田民部の居と傳へる。

タチヤウボク 館屋宇牧 金澤の俳人。世
涼の子。車大に學び、暮柳舎四代を繼席した。
通稱權兵衛。横堤町に住して足袋商を營み、
天保八年三月十四日五十四歳で歿した。

タチヤジヨホン 館屋如本 金澤の俳人。
通稱權兵衛。如柳の養嗣子である。俳諧を希
因に學び、父の松裏庵を繼ぎ、明和八年十一
月歿した。

タチヤジヨリユウ 館屋如柳 金澤の俳人。
名は權兵衛・長右衛門、所居を松裏庵といひ、
春日町に酒造を業として、一時北枝がその隣

家にあつたこともある。正徳元年十月十七日
歿した。

タチヤセリヨウ 館屋世涼 金澤の俳人。
如本の子。通稱權兵衛。春日町に住して骨董
を業とし、傍ら町會所の吏であつた。俳諧は
後川に學び、所居は北庵といふたが、後百鶴
園を繼承した。文化五年三月九日歿する時齡
五十七。

タチヤマ 館山 石川郡館の内の小宇。
タツオン 達恩 金澤材木町眞宗東派善福
寺の僧。初名達祐、後達恩、字は公徹、常應
院と稱する。實は石川郡松任聖興寺乘正の子。
詩を能くし雪巖・儂掌又は含嶺と號した。後
離別して郷に歸り、安政五年八月二十日歿。

タツガサキ 龍ヶ崎 鳳至郡輪島なる輪島
崎の岬角をいふ。
タツガシラヤマ 龍頭山 白山山中目附谷
の西に在る。白山遊覽圖記に、全山皆石、土
人は山頂に三池があり、池中に龍が棲むとい
ひ、この附近南北里餘は龍頭山の麓で、その
絶頂を望むを得るから、亦龍頭と稱すると記
する。

タツガハマ 龍ヶ濱 ↓タツルハマ 田鶴
濱。
タツギバナ 立木鼻 鳳至郡岩車から南方
にある小岬。

タツサイシヤ 達材舎 ↓オンチシヤ 温
知舎。
タツゼン 達禪 ↓カツオウタツゼン 活
翁達禪。

タツノクチ 辰口 能美郡山上郷に在る部
落。
タツノクチコウセン 辰ノ口鑛泉 能美郡

辰口に在る。元祿十四年の郷村名義抄に、『辰
口村領之内昔年温泉有之處、退轉仕に付、湯
本之者二三人此所へ罷出、村立申に付、則湯
屋村と唱申由申傳候。』とあるは、湯屋村の
來由を述べたのであるが、是より以前既に辰
口の開湯せられたことのある次第がわかる。
次いで寶永三年正月十六日金澤南町鶴屋武兵
衛・橋屋庄右衛門及び法船寺町吉田屋七兵衛
が辰ノ口の泉源試掘を出願した文獻がある。
又享保十六年十月二日河北郡淺野村十兵衛が
辰ノ口村・湯屋村領の内に湯壺開鑿を請うた
ことがある。辰ノ口村・湯屋村領とは、辰ノ口
の村内なる泉源が舊時の湯主であつた湯屋
村の所屬であつたことをいふのであらう。是
等は何れも不成功に終つたらしいが、天保五
年同郡來丸の源助が工事に着手して、二年の
後に目的を達した。野村空翠の辰口雜詠に、
『八九家村落。開郷末ニ數年。』といひ、又『十
餘人屋新ト來。整石温泉開ニ一湯。』などあるを
見ると、開湯直後のこの鑛泉が如何の状態で
あつたかよわかる。鹽類泉で、溫度攝氏二六
度。

辰口に在る。元祿十四年の郷村名義抄に、『辰
口村領之内昔年温泉有之處、退轉仕に付、湯
本之者二三人此所へ罷出、村立申に付、則湯
屋村と唱申由申傳候。』とあるは、湯屋村の
來由を述べたのであるが、是より以前既に辰
口の開湯せられたことのある次第がわかる。
次いで寶永三年正月十六日金澤南町鶴屋武兵
衛・橋屋庄右衛門及び法船寺町吉田屋七兵衛
が辰ノ口の泉源試掘を出願した文獻がある。
又享保十六年十月二日河北郡淺野村十兵衛が
辰ノ口村・湯屋村領の内に湯壺開鑿を請うた
ことがある。辰ノ口村・湯屋村領とは、辰ノ口
の村内なる泉源が舊時の湯主であつた湯屋
村の所屬であつたことをいふのであらう。是
等は何れも不成功に終つたらしいが、天保五
年同郡來丸の源助が工事に着手して、二年の
後に目的を達した。野村空翠の辰口雜詠に、
『八九家村落。開郷末ニ數年。』といひ、又『十
餘人屋新ト來。整石温泉開ニ一湯。』などあるを
見ると、開湯直後のこの鑛泉が如何の状態で
あつたかよわかる。鹽類泉で、溫度攝氏二六
度。

辰口に在る。元祿十四年の郷村名義抄に、『辰
口村領之内昔年温泉有之處、退轉仕に付、湯
本之者二三人此所へ罷出、村立申に付、則湯
屋村と唱申由申傳候。』とあるは、湯屋村の
來由を述べたのであるが、是より以前既に辰
口の開湯せられたことのある次第がわかる。
次いで寶永三年正月十六日金澤南町鶴屋武兵
衛・橋屋庄右衛門及び法船寺町吉田屋七兵衛
が辰ノ口の泉源試掘を出願した文獻がある。
又享保十六年十月二日河北郡淺野村十兵衛が
辰ノ口村・湯屋村領の内に湯壺開鑿を請うた
ことがある。辰ノ口村・湯屋村領とは、辰ノ口
の村内なる泉源が舊時の湯主であつた湯屋
村の所屬であつたことをいふのであらう。是
等は何れも不成功に終つたらしいが、天保五
年同郡來丸の源助が工事に着手して、二年の
後に目的を達した。野村空翠の辰口雜詠に、
『八九家村落。開郷末ニ數年。』といひ、又『十
餘人屋新ト來。整石温泉開ニ一湯。』などあるを
見ると、開湯直後のこの鑛泉が如何の状態で
あつたかよわかる。鹽類泉で、溫度攝氏二六
度。

辰口に在る。元祿十四年の郷村名義抄に、『辰
口村領之内昔年温泉有之處、退轉仕に付、湯
本之者二三人此所へ罷出、村立申に付、則湯
屋村と唱申由申傳候。』とあるは、湯屋村の
來由を述べたのであるが、是より以前既に辰
口の開湯せられたことのある次第がわかる。
次いで寶永三年正月十六日金澤南町鶴屋武兵
衛・橋屋庄右衛門及び法船寺町吉田屋七兵衛
が辰ノ口の泉源試掘を出願した文獻がある。
又享保十六年十月二日河北郡淺野村十兵衛が
辰ノ口村・湯屋村領の内に湯壺開鑿を請うた
ことがある。辰ノ口村・湯屋村領とは、辰ノ口
の村内なる泉源が舊時の湯主であつた湯屋
村の所屬であつたことをいふのであらう。是
等は何れも不成功に終つたらしいが、天保五
年同郡來丸の源助が工事に着手して、二年の
後に目的を達した。野村空翠の辰口雜詠に、
『八九家村落。開郷末ニ數年。』といひ、又『十
餘人屋新ト來。整石温泉開ニ一湯。』などあるを
見ると、開湯直後のこの鑛泉が如何の状態で
あつたかよわかる。鹽類泉で、溫度攝氏二六
度。